

AuriQ ソフトウェア使用許諾契約書

注意：AuriQ ソフトウェア製品のご使用前にお読みください

お客様は、ご購入いただいた AuriQ ソフトウェア製品を本契約に定める条件に従ってのみ使用することができます。お客様が本契約の条件にご同意いただけない場合は、ご購入とその金額を証明できる証票とともに、AuriQ ソフトウェア製品を含む全ての梱包物を、ご購入いただいたオーリック・システムズ・ジャパン株式会社の担当者（ただし、セールスパートナー経由でご購入いただいた場合はセールスパートナー）にご返品ください。AuriQ ソフトウェア製品が未使用であり、かつご返品いただいた日がご購入日から 30 日以内の場合に限り、ご購入代金の全額をオーリック・システムズ・ジャパン株式会社（ただし、セールスパートナー経由でご購入いただいた場合はセールスパートナー）より払い戻しいたします。

第 1 条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「AURIQ」とは、オーリック・システムズ・ジャパン株式会社を意味します。
- (2) 「セールスパートナー」とは、AURIQ の正規代理店として認定されたセールスパートナーまたはその二次代理店等下位代理店をいいます。
- (3) 「顧客」とは、AURIQ またはセールスパートナーより「本件ソフトウェア」を適法に購入したエンドユーザを意味します。
- (4) 「本件ソフトウェア」とは、AURIQ が提供する AuriQ ソフトウェア製品の各オブジェクトコード、インストールガイド、ユーザズガイドその他の関連ドキュメンテーションならびにそれらのアップデート版およびアップグレード版を意味し、ソースコードは含まれません。
- (5) 「指定機械」とは、本件ソフトウェアをインストールする特定のコンピュータ・システムを意味します。
- (6) 「指定 OS」とは、指定機械の上で機能している本件ソフトウェアに対応するオペレーティングシステムを意味します。
- (7) 「指定場所」とは、指定機械および指定 OS が設置されている場所を意味します。
- (8) 「保守サポート」とは、AURIQ 所定の「保守サポート契約書」に従い提供されるサービスをいいます。
- (9) 「使用」とは、本契約に従い「本件ソフトウェア」のプログラムのダウンロード、実行、格納、画面出力等を行うこと及び本件ソフトウェアのインストールガイド、マニュアルその他関連資料を利用することを意味します。

第 2 条（使用権の許諾）

1. AURIQ は、顧客の社内業務遂行の目的に限って、本件ソフトウェアを日本国内で使用する非独占的で譲渡不能な権利を顧客に対して許諾します。その詳細は次条に定めるところによります。
2. 本件ソフトウェアの使用にあたっては、AURIQ が別に定める場合を除き、1 サーバ毎に 1 ライセンスを購入する必要があります。
3. 本件ソフトウェアの大規模な機能追加や大規模な付加価値機能をつけた本件ソフトウェアのアップグレード版（以下「アップグレード版」といいます）の使用を顧客が希望する場合は、その時点で適用されている「ソフトウェア使用許諾契約書」に記載された条件に従って、新たにアップグレード版を購入いただく必要があります。
4. バグの修正や機能改善などを目的とした本件ソフトウェアの継続的なアップデート（以下「アップデート」といいます）は、顧客が AURIQ または AURIQ 認定保守サポート提供パートナーと、その時点で適用されている最新の AURIQ 所定「メンテナンス・サービス契約書」を締結することにより、当該契約書に定める条件に従ってお客様に提供されます。顧客がアップデートを行う際には、「メンテナンス・サービス契約書」を締結した AURIQ または AURIQ 認定保守サポート提供パートナーにその旨通知するものとします。通知を受けた AURIQ または AURIQ 認定保守サポート提供パートナーは、本件ソフトウェア使用に関する顧客への許諾状況を確認の上、アップデートに必要な情報を提供します。本件ソフトウェアがアップデートされた場合、顧客は本契約に従いアップデートされた新バージョンのみを使用する権利を有します。アップデートやアップグレードは、バグ修正、機能改善、付加価値機能の追加等を顧客に提供する仕組みであり、すべてのバグや障害を修正・回避したり、顧客が求める固有の目的に合致することなどを何ら保証するものではありません。
5. アップデートやアップグレードされた本件ソフトウェアは、それ以前に提供された本件ソフトウェアと一体となって顧客に対し許諾されるものであり、旧バージョンのみの使用、各構成部分を分離しての使用、あるいは複数バージョンの同時使用を行ってはなりません。
6. 顧客は、バックアップの目的に限定して、本件ソフトウェアで提供されるプログラムの複製を 1 個に限り作成することができます。ただし、複製物の媒体上には、AURIQ 所定の権利表示を明記するものとします。
7. 本件ソフトウェアのうち、解析範囲を定める Monitoring Unit (MU) ライセンスは Data Manager 製品のオプションライセンスとして提供されるものであり、顧客は MU ライセンスを AURIQ がその時点において定めるライセンス単位に従って購入することができます。ただ

し、特定 Data Manager のオプションとして付与された MU ライセンスを他の Data Manager に振り分けたり、付与された単一または複数の MU ライセンスを分割・統合することはできません。

8. 第一項に基づき許諾された本件ソフトウェアに AURIQ のアプリケーションプログラムインタフェース（以下「API」といいます）が含まれている場合、顧客は API を使用して CRM、SFA、ERP、DWH などの外部データ連携業務アプリケーションやレポート生成アプリケーションを独自に開発し自身で使用することができます。この場合、API および API を使用して開発された API に関する著作権は専ら AURIQ または AURIQ に本件ソフトウェアを提供した提供元に帰属し、顧客は本契約に基づき本件ソフトウェアの使用を許諾されている期間中、API および API を利用して開発した二次的著作物を使用する権利を付与されるものとします。ただし、API に含まれた情報によることなく顧客が独自に開発した著作物の権利は顧客に帰属するものとします。

第3条（使用権の内容）

1. 顧客は本件ソフトウェアを、「指定機械」「指定 OS」および「指定場所」でのみ使用することが出来ます。
2. 顧客は機械読取可能な形式又は印刷物であると問わず、本件ソフトウェアを AURIQ の書面による事前の承認を得なければ、いかなる方法によっても複製及びリバースエンジニアリングをすることができません。ただし、顧客はバックアップ用としてのみ 1 部複製し保管することが出来ます。
3. 顧客は、AURIQ の書面による事前の承認を得て、本件ソフトウェアを「指定機械」以外の機械または「指定場所」以外の場所で使用することが出来ます。
4. 顧客は、AURIQ の書面による事前の承認を得て、「指定機械」「指定 OS」または「指定場所」を変更することが出来ます。
5. 本件ソフトウェアの原本及び複製物は、全て AURIQ または AURIQ に本件ソフトウェアを提供した提供元が所有権を有するものとします。
6. 顧客は、AURIQ の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づく使用権につき再使用権を設定しまたは第三者への譲渡、もしくは本件ソフトウェアまたはその複製物を第三者に譲渡、転貸、占有の移転をしてはならないものとします。
7. 顧客は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。

第4条（使用の制限）

本件ソフトウェアの使用にあたり、顧客は、本契約にて許諾されている場合を除き、次の各号の一に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本件ソフトウェアの貸与、リース、レンタル、再使用許諾、再販売
- (2) アウトソーシング・サービス、データ処理サービス、タイムシェアリングサービス等、第三者向サービス事業のために本件ソフトウェアを使用又はその機能を第三者に供与すること
- (3) 本件ソフトウェアを公衆送信（インターネットその他 LAN 以外のネットワークを介して有線・無線を問わず送信し、又は放送することをいいます）すること
- (4) 本契約により許諾された権利を譲渡したり質権その他担保に供すること
- (5) 本件ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル
- (6) 全体、部分的を問わず本件ソフトウェアの変更または二次的著作物の作成
- (7) 本件ソフトウェアの複製
- (8) 直接または間接を問わず、日本国、米国、その他の国の輸出規制に違反した輸出
- (9) 本件ソフトウェアの知的財産権表示や商標その他の権利表示の削除

第5条（危険負担）

納入前に生じた本件ソフトウェア及び記録媒体の喪失又は損傷は、顧客の責に帰すべきものを除き AURIQ またはセールspartner の負担とし、納入以後に生じたこれらの喪失又は損傷は、AURIQ の責に帰すべきものを除き顧客の負担とします。

第6条（保守サポート）

顧客は、本件ソフトウェアの保守サポートに関する契約を、別途 AURIQ または AURIQ 認定保守サポート提供パートナーと締結することができます。

第7条（秘密保持）

顧客は本件ソフトウェア及び本件ソフトウェアの使用を通じて知り得た全ての関連知識を厳に秘密として保持するものとし、AURIQ の書面による事前の承認なしに、これらを第三者に利用させ、または提供してはならないものとします。

第 8 条（著作権その他の知的財産権の帰属）

本件ソフトウェアは、日本の著作権法および国際条約により保護されています。本件ソフトウェア上の権利及び完全な所有権は AURIQ または AURIQ に権利を付与している第三者に属し、顧客は、本契約に明示的に規定されている場合を除き、本件ソフトウェアに関するいかなる権利をも取得するものではないことを了承します。顧客は、本件ソフトウェアの全てのコピーに、本件ソフトウェアに表示されるものと同じ財産権が及ぶことに合意します。

第 9 条（保証）

1. AURIQ は、AURIQ 所定の使用環境で使用された場合に、顧客が本件ソフトウェアを購入した日から 30 日間、本件ソフトウェアを記録している媒体、本件ソフトウェアのインストールガイド、マニュアルその他関連資料に物理的な瑕疵がないことを保証します。当該期間中、AURIQ の責に帰すべき事由により、本件ソフトウェアに不具合が生じた場合、AURIQ は自己の裁量および責任において、以下のいずれかの対応を行うものとします。
 - (1) 本件ソフトウェアの修補
 - (2) 本件ソフトウェアの交換
 - (3) 経営的に上記各項のいずれの対応も妥当ではないと AURIQ が判断した場合、本契約または対象となる個別契約を即時解除または解約し、AURIQ が当該本規約または個別契約に基づき受領済の対価を払い戻すこと。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号の一に該当する場合、AURIQ は前項に定める保証義務を負わないものとします。
 - (1) 顧客または第三者が本件ソフトウェアに変更を加えたことに起因して不具合が発生した場合
 - (2) 顧客が本件ソフトウェアを AURIQ 以外の者が提供するプログラムまたは装置と組み合わせて販売または使用したことに起因して不具合が発生した場合。
 - (3) AURIQ が不具合を回避するための本件ソフトウェアの代替品またはパッチ等を提供したにもかかわらず、顧客が依然として従前の本件ソフトウェアの販売または使用を継続していることに起因して不具合が発生した場合。
 - (4) 顧客による本件ソフトウェアの使用、組み合わせまたは頒布が本規約等あるいは AURIQ 所定の仕様等に記載された条件と合致せず、そのことにより不具合が発生した場合。
 - (5) その他 AURIQ の責によらない場合
3. 前各項の定めは、本件ソフトウェアの保証に関する AURIQ の責任の全てを定めたものとします。

第 10 条（知的財産権侵害に関する補償）

1. AURIQ は、本件ソフトウェアが日本国法の下で認められる第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しているとして、当該第三者から顧客に対し販売差止、損害賠償等の請求（訴訟を含むものとし、以下「侵害請求」といいます）がなされた場合、顧客が侵害請求にかかる十分な情報ならびに協力を提供し、侵害請求の調査・解決について AURIQ に全面的に協力すること、および解決のための一切の権限を AURIQ に与えることを条件として、AURIQ は自らの費用と責任において顧客を防御します。
2. 本件ソフトウェアが第三者の権利侵害の主張の対象となるか、またはなりうると AURIQ が判断した場合、AURIQ はその裁量により、次のいずれかの行為を行うことができるものとします。
 - (1) 本件ソフトウェアを継続して使用できるための権利を取得すること。
 - (2) 本件ソフトウェアが第三者の権利を侵害しないよう本件ソフトウェアを交換または変更すること。
 - (3) 経営的に上記各項のいずれの対応も妥当ではないと AURIQ が判断した場合、本規約または対象となる個別契約を即時解除または解約し、AURIQ が当該本規約または個別契約に基づき顧客から受領済の対価を払い戻すこと。
3. 下記の各号のいずれかに該当する場合、AURIQ は何らの責任を追わないものとします。
 - (1) 顧客または第三者が本件ソフトウェアに変更を加えたことに起因する場合
 - (2) 顧客が本件ソフトウェアを AURIQ 以外の者が提供するプログラムまたは装置と組み合わせて販売または使用している場合。ただし本件ソフトウェア単独で侵害請求の対象たり得る場合はこの限りではありません。
 - (3) AURIQ が第三者の権利侵害を回避するため本件ソフトウェアの販売停止の要請あるいは本件ソフトウェアの代替品またはパッチ等の提供を行ったにもかかわらず、顧客が依然として侵害の対象となった本件ソフトウェアの販売または使用を継続している場

合。

(4) 顧客による本件ソフトウェアの使用、組み合わせまたは頒布が本契約あるいは AURIQ 所定の仕様等に記載された条件と合致せず、そのことにより侵害の対象となっている場合。

(5) その他 AURIQ の責によらない場合

4. 前各項の定めは、本件ソフトウェアの知的財産権侵害に関する AURIQ の責任の全てを定めたものとします。

第 11 条 (損害賠償)

1. 本契約および本件ソフトウェアの使用に関し AURIQ またはセールspartner の責に帰すべき事由により顧客に損害が生じた場合、責任当事者たる AURIQ またはセールspartner は事由の如何を問わず、損害の直接の原因となった本件ソフトウェアの使用の対価として AURIQ またはセールspartner が顧客から受領済の対価の総額を上限として、その通常の損害を賠償するものとします。

2. AURIQ およびセールspartner は、事由の如何を問わず、AURIQ の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、結果損害、逸失利益については損害賠償責任を負わないものとします。

第 12 条 (解除事由)

顧客が本契約のいずれかの条項に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後 10 日以内にその違反を是正しない場合は、AURIQ は何らの責任を負うことなく顧客との本件ソフトウェアの利用契約を直ちに解除することが出来ます。

第 13 条 (返還)

1. 本契約の定めに従い本件ソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合には、顧客は直ちに本件ソフトウェアの複製物全てを消去し、本件ソフトウェアおよび関連資料一式を直ちに AURIQ に返還または AURIQ の指示に従い廃棄するものとします。

2. 本件ソフトウェアの使用許諾契約が期間の途中で終了した場合といえども、顧客は既に支払った対価の返還を求めることはできないものとします。

第 14 条 (完全合意)

本契約は、本件ソフトウェアの使用許諾日現在における顧客、AURIQ ならびにセールspartner 間の合意の全てを規定したものであり、使用許諾日以前に当該関連当事者間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします。AURIQ はソフトウェア使用許諾契約書を適宜更新する権限を有するものとし、この場合、最新版のソフトウェア使用許諾契約書の条件が両者間に適用されるものとします。

第 15 条 (誠実協議)

本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、関連当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとします。

第 16 条 (合意管轄)

本契約に関し関連当事者間で紛争が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条 (反社会的勢力の排除)

1. 関連当事者は、反社会的勢力との関係について内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議が、平成 19 年（西暦 2007 年）6 月 19 日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表し、企業に対して、暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係遮断についての取り組みを一層推進する必要性を明らかにしていることに鑑み、両者間の一切の取引について、下記のとおり確認します。

(1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が、反社会的勢力ではなく、今後ともそのようなことはないこと。

(2) 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。

(3) 自らとその役員等は、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはおらず、今後ともそのようなことはないこと。

2. 関連当事者は、前項に記載する状況を確認するため相手方が随時実施する調査に合理的な範囲で協力し、相手方が要請した資

料等を提出するものとします。

3. 関連当事者は、前二項に違反した場合は、相手方との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除されることを受け入れるとともに、かかる契約解除を理由として、相手方に損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

(以下余白)

【その他の条件】

QlikTech の OEM 製品に関する特約

AURIQ 所定の価格表に記載されている RTmetrics BIQQ™ 製品のうち、QlikTech の OEM 製品については、上記および以下条件に定めるほか、QlikTech 所定のユーザーライセンス契約書（参考 URL: <https://www.qlik.com/us/-/media/files/legal/license-agreements/qlik/qlik-customer-agreement-japanese.pdf>）が準用して適用されるものとします。

- (1) 顧客は QlikTech 製品を QlikTech 製品の OEM 製品のデータ構造と統合する以外の方法で使用してはならないものとします。顧客は、いかなる場合も QlikTech 製品を QlikTech 製品の OEM 製品と独立または分離して使用してはならないものとします。
- (2) 顧客は、QlikTech 製品の OEM 製品を、顧客向ライセンス契約に定める以外で使用してはならないものとします。さらに、AURIQ は顧客が顧客向ライセンス契約の条項を遵守して QlikTech 製品の OEM 製品を使用しているかどうかを明らかにするために顧客の敷地で監査を行う権利を保有するものとします。
- (3) 顧客は、QlikTech 製品の OEM 製品について何らの権利も有しないものとします。QlikTech 製品の所有権ならびに QlikTech 製品に関連する著作権およびその他すべての知的財産権は常に QlikTech およびそのライセンサーに帰属するものとします。顧客は QlikTech の商標、サービスマークまたはデザインに関して何らの権利を有するものではなく、それらに関する権利はすべて QlikTech にのみ帰属するものとします。
- (4) 顧客は、顧客向ライセンス契約に定める条件に従って顧客自身を受益者として QlikTech 製品の OEM 製品が複製されること、また当該複製物には著作権および機密についての表記が明確になされ、かつ複製物の数および保管場所が書面により維持管理されていることを保証するものとします。
- (5) 顧客は、QlikTech 製品の OEM 製品またはその一部を、再使用許諾したり、公開したり、掲示したり、開示したり、貸与したり、リースしたり、修正したり、賃貸したり、販売したり、あるいは派生物を作成してはならないものとします。顧客は顧客向ライセンス契約に定める以外の条件で QlikTech 製品の OEM 製品を譲渡してはならないものとします。
- (6) 顧客は、QlikTech 製品の OEM 製品をリバースエンジニアリングしたり、デコンパイルしたり、ディスアセンブルしたり、翻訳したり、あるいは翻案し、あるいは QlikTech 製品の OEM 製品ソフトウェアのオブジェクトコードからソースコードを生成しようとしてはならないものとします。但し、適用され強制される法律により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。
- (7) 顧客は、顧客向ライセンス契約上の受益または責務の全部または一部を第三者に最使用許諾したり譲渡する何らの権利も有しないものとします。さらに、顧客向ライセンス契約が終了した場合、顧客は QlikTech 製品の OEM 製品の使用を中止しそのすべての複製物を破棄または返却するものとします。
- (8) QlikTech 製品の OEM 製品をサブスクリプションベースや SaaS または ASP の形態で販売することについて両当事者が合意した場合、第 1 条の規定は適用されないものとします。

(以下余白)